



北海道有機農業推進計画（第4期）（素案）

～みどりの北海道オーガニックアクションプラン（仮）～

令和4年3月

北海道

目次

第Ⅰ章 北海道有機農業推進計画（第4期）について	1
1 計画策定の趣旨	
2 目的	
3 位置付け	
4 計画期間	
第Ⅱ章 有機農業について	3
1 有機農業とは	
2 有機農産物と有機 JAS	
3 有機農業の環境保全効果（自然循環機能）	
4 道における有機農業の推進	
第Ⅲ章 有機農業の現状と課題	7
1 有機農業の取組状況	
2 有機農業技術の開発・普及	
3 有機農産物等の販路拡大	
4 有機農業への理解醸成	
第Ⅳ章 施策の推進方針と展開方向	18
1 推進方針	
2 目標指標	
3 有機農業の取組拡大	
4 有機農業技術の開発・普及	
5 有機農産物等の販路拡大	
6 有機農業への理解醸成	
第Ⅴ章 計画推進のための各段階の取組	24
1 道における取組	
2 市町村、農協における取組	
3 関係機関・団体の取組	
第Ⅵ章 その他必要な対応	25
1 適切な進行管理	
2 必要な調査等の実施	
用語解説	26

参考資料

- 第6期北海道農業・農村振興推進計画（抜粋）
- 第4次北海道食の安全・安心基本計画（抜粋）
- 日本農林規格（有機 JAS 規格）の概要
- 有機農業の推進に関する法律
- 有機農業の推進に関する基本的な方針
- 環境保全型農業直接支払交付金の概要

.....

第 I 章 北海道有機農業推進計画（第4期）について

1 計画策定の趣旨

平成 18 年（2006 年）12 月に成立した「有機農業の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 112 号。以下、「有機農業推進法」という。）を踏まえ、道は、平成 20 年（2008 年）3 月に「北海道有機農業推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定。平成 29 年（2017 年）3 月には第 3 期推進計画を策定し、有機農業の推進に取り組んできました。

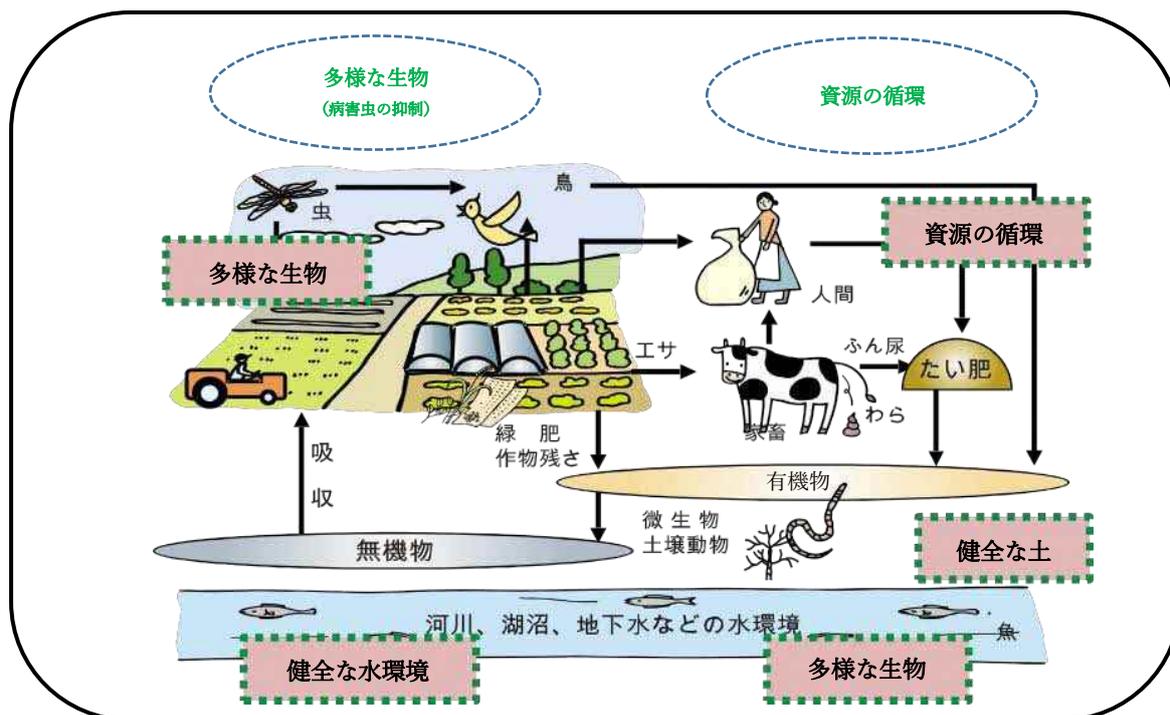
この第 3 期推進計画が令和 4 年（2022 年）3 月で終了することに伴い、これまでの取組の検証はもとより、現在、世界的に関心が高まっている持続可能な開発目標（SDGs）や国のカーボンニュートラル等を推進する動きに適切に対応し、環境保全型農業の先導的役割を担う有機農業を推進するため、計画を策定するものです。

2 目的

有機農業については、有機農業推進法において、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものとされています。また近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきたことから、国は令和 2 年（2020 年）4 月に改定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）において、有機農業の取組拡大は、農業施策全体及び農村における SDGs の達成にも貢献するものと位置づけています。

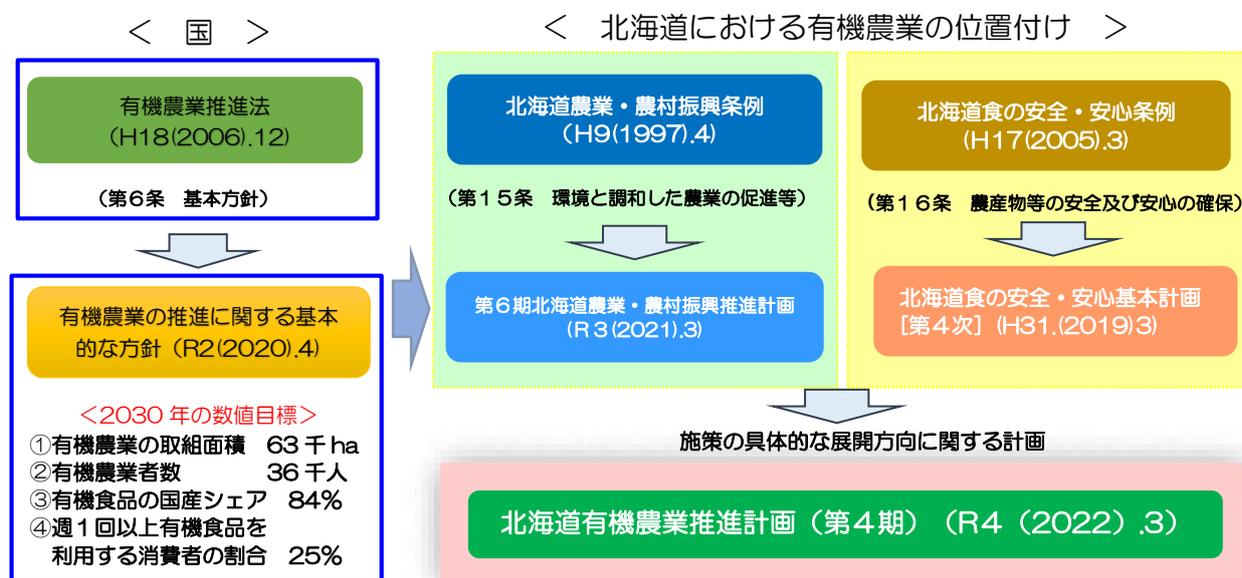
今回、道が策定する推進計画（第 4 期）は、環境保全型農業の先導的な役割を果たしている有機農業の安定的な拡大を図り、北海道農業が持続的に発展していくよう、今後、道が進めようとする施策の展開方向を示すものです。

＜有機農業による環境と調和の取れた農業生産のイメージ＞



3 位置付け

本推進計画は、有機農業推進法に定める「都道府県推進計画」であるとともに、「第6期農業・農村振興推進計画」（令和3年（2021年）3月）及び「第4次北海道食の安全・安心基本計画」（平成31年（2019年）3月）に沿った施策別計画として位置づけます。



有機農業の推進に関する基本的な方針（概要）

<基本的な事項>

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
⇒農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減、さらに生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村におけるSDGsの達成に貢献。
⇒国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献。
- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
⇒有機農業の生産拡大：有機農業者の人材育成、産地づくりを推進。
⇒有機食品の国産シェア拡大：販売機会の多様化、消費者の理解の増進を推進。

<推進及び普及の目標>

生産および消費の目標として、以下を設定。

【有機農業の取組面積】	23.5千ha(2017)→	63千ha(2030)
【有機農業者数】	11.8千人(2009)→	36千人(2030)
【有機食品の国産シェア】	60%(2017)→	84%(2030)
【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】	17.5%(2017)→	25%(2030)

<推進に関する施策>

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進に関しては、国際水準以上の有機農業の取組を推進。
- 調査や技術開発等は、国際水準に限らず幅広く推進。

4 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）の5年間とします。

社会経済情勢の変化等によって、計画の変更が必要となった場合には、道民の皆さんや北海道食の安全・安心委員会等の意見を聴いて見直しを行います。

第Ⅱ章 有機農業について

1 有機農業とは

有機農業推進法において、有機農業は、“化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業”と定義されています。

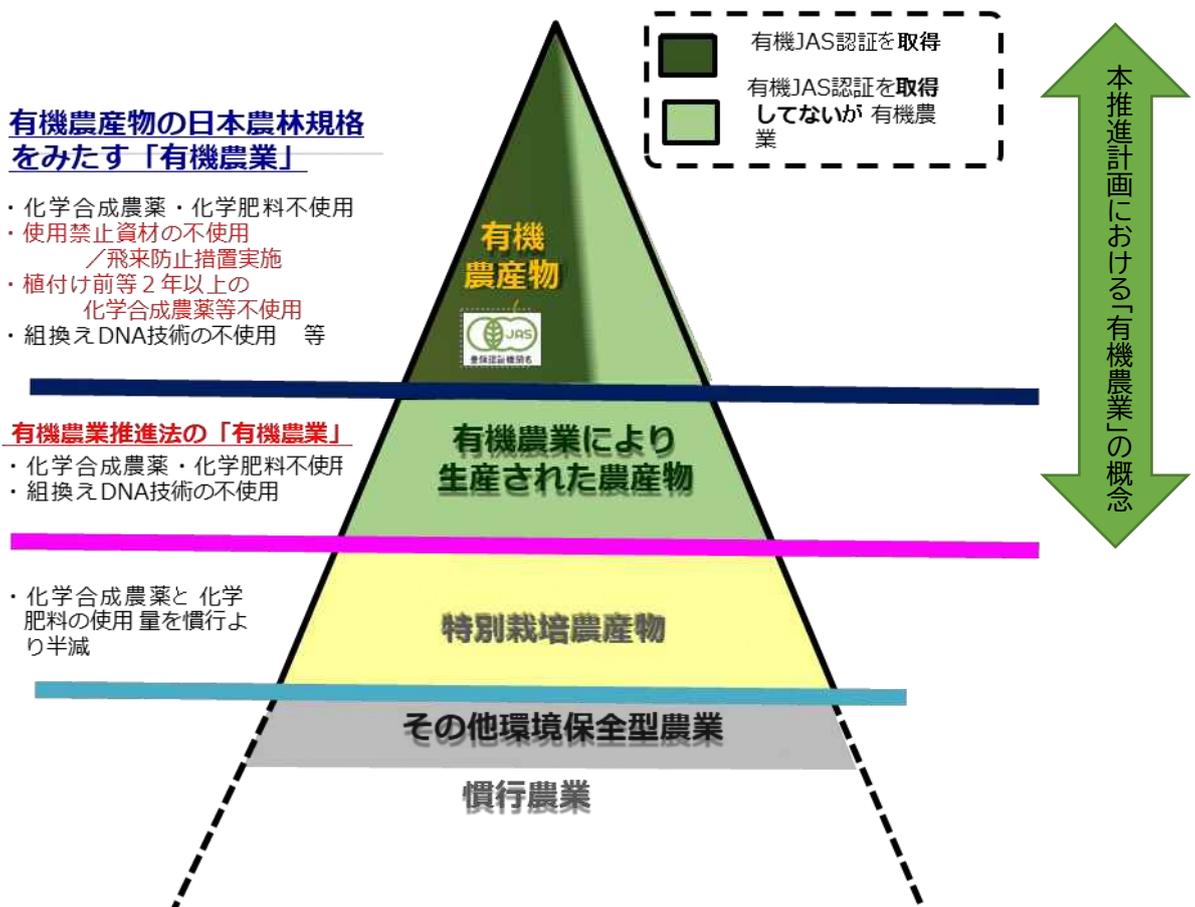
このため、本推進計画における有機農業は、有機農産物の日本農林規格（JAS規格）を満たす有機農業よりも広い概念となります。

また、国際的には、コーデックス委員会によると“農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産システムである”とされています。

2 有機農産物と有機 JAS

有機農産物とは、「有機農産物の日本農林規格（有機 JAS 規格）」に従って生産された農産物であり、認証された事業者は、「有機 JAS マーク」を使用し、農産物に「有機」「オーガニック」等と表示ができます。このため、有機 JAS 認証を取得していない事業者の農産物は、有機 JAS 規格を満たしていたとしても、「有機」「オーガニック」と表示することはできません。

■ 「有機農業」・「有機農産物」の概念図



◎ 有機農産物の日本農林規格（有機 JAS）

国際食品規格の策定等を行うコーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格（有機 JAS 規格）」の基準に従って生産された農産物。

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・組換え DNA 技術の利用や放射線照射を行わないこと

などが要件とされている。

◎ 有機 JAS マーク

上記の有機 JAS 規格の基準に従って生産されていることを第三者機関が検査・認証した事業者が生産する有機食品（農産物、畜産物、加工食品）には、「有機 JAS マーク」の使用が認められており、このマークが付されたもののみが「有機」「オーガニック」と表示できる。

 認証を受けていない農産物等に「有機」「オーガニック」等を表示することはできません。



◎ 有機食品の同等性（令和3年（2021年）4月現在）

有機食品の同等性とは、国家間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国の有機認証を自国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能であること。日本は、EU や米国等の同等性の承認をしている。

区 分	国 名
日本の有機 JAS 認証の同等性を承認した国・地域	EU（27か国）、米国、スイス、カナダ、英国、台湾
日本が有機食品の同等性を承認した国・地域	EU（27か国）、豪州、米国、スイス、アルゼンチン、ニュージーランド、カナダ、英国、台湾

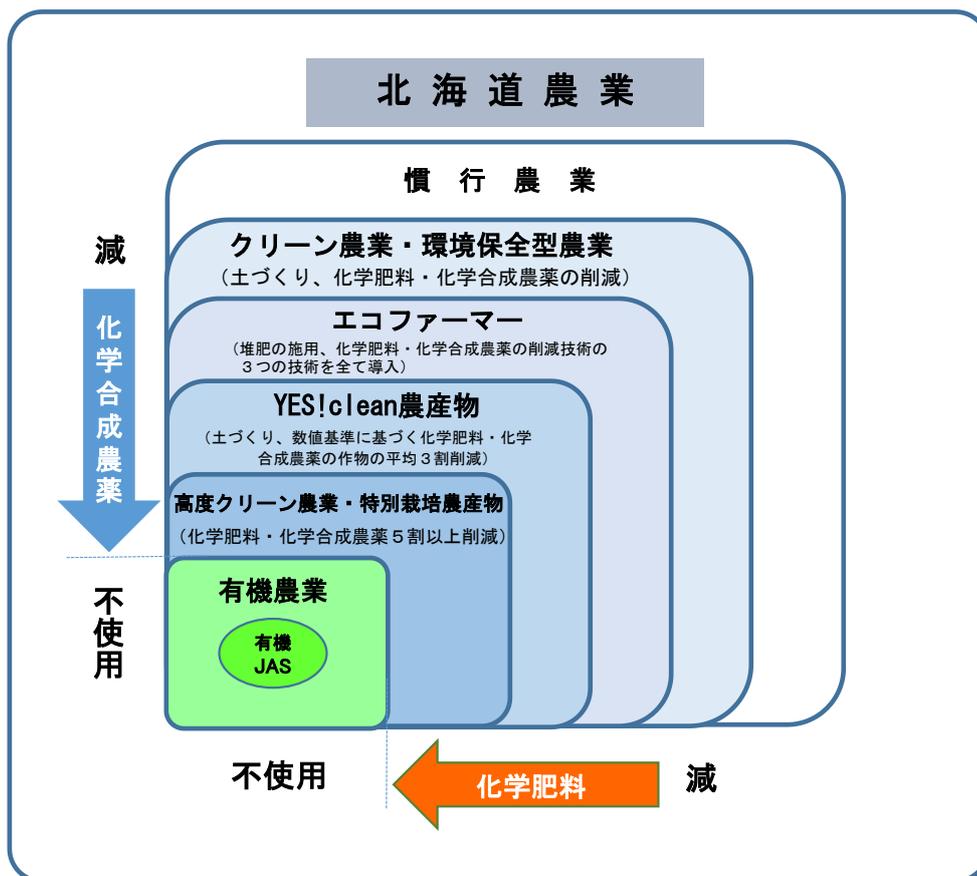
（※）EU 27 か国の内訳

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、クロアチア

3 有機農業の環境保全効果（自然循環機能）

有機農業は、化学的に合成された肥料や農薬を使用しないことから、農業の自然循環機能を大きく増進させるとともに、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、生物多様性の保全のほか、土壌への炭素貯留など地球温暖化防止等に寄与することが明らかになってきており、SDGs やカーボンニュートラルの達成に資する取組です。

< 北海道における農業の概念図 >



< SDGs (持続可能な開発目標) >

平成27年(2015年)の国連サミットで採択された国際社会の開発目標。全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会を目指して、17のゴール(目標)で構成。

道が策定した「北海道SDGs推進ビジョン」や、クリーン農業推進計画では、「ゴール2」、「ゴール8」、「ゴール9」、「ゴール17」などの目標に有機農業を関連づけているほか、国際有機農業運動連盟は、この他に「ゴール3」「ゴール6」「ゴール12」「ゴール13」「ゴール15」を有機農業に関連づけている。

<有機農業に関連するSDGsのゴール>

ゴール2：飢餓をゼロに	ゴール12：つくる責任つかう責任
ゴール3：全ての人に健康と福祉を	ゴール13：気候変動に具体的な対策を
ゴール6：安全な水とトイレを世界中に	ゴール15：陸の豊かさを守ろう
ゴール8：生きがいも経済成長も	ゴール17：パートナーシップで目標を達成しよう
ゴール9：産業と技術革新の基盤を作ろう	

4 道における有機農業の推進

道では、平成 16 年（2004 年）度から、「有機農業総合推進事業」を実施するなど、有機農業技術の開発や普及、消費者に対する普及啓発や生産者との交流促進など、有機農業の拡大の取組を進めてきました。また、平成 17 年（2005 年）3 月には、「北海道食の安全・安心条例」が制定され、有機農業の推進を明記するとともに、平成 18 年（2006 年）3 月には、「北海道クリーン農業・有機農業推進プラン」を策定しました。さらに、同年 12 月に「有機農業推進法」が成立したことから、平成 19 年（2007 年）に第 1 期推進計画を策定し、その後おおむね 5 年ごとに策定・見直しを行いながら、農業者、関係機関・団体と一体となってその取組を推進してきたところです。

第 Ⅲ 章 有機農業の現状と課題

1 有機農業の取組状況

(1) 現 状

① 概 況

ア 有機農家戸数及び面積の推移

- 有機農業に取り組む農業者（以下、「有機農業者」という。）は、平成 29 年度（2017 年度）の 510 戸に比べ、令和 2 年度（2020 年度）は 471 戸と減少傾向である一方、取組面積は、4,065ha から 4,817ha と増加しています。



- ※「有機 JAS 認証農家戸数」・・・国が有機 JAS 登録認証機関を通じて調査した各年度末現在の数値
- 「有機 JAS 認証面積」・・・国が有機 JAS 登録認証機関を通じて調査した各年 4 月 1 日現在の数値
- 「非有機 JAS 有機農家戸数」・・・道が市町村を通じて調査した各年度末現在の数値
- 「非有機 JAS 有機面積」・・・道が市町村を通じて調査した各年度末現在の数値
- ※「非有機 JAS 有機」とは、有機 JAS 認証を取得していない有機農業をいう（用語解説参照）

イ 有機 JAS 認証農家戸数及び面積の推移

- 全国と比較可能な有機 JAS 認証農家戸数は、令和 2 年度（2020 年度）に 300 戸で全国の 7.9%で全国 2 位、その取組面積は 3,650ha で全国の 30.4%を占め、全国 1 位となっています。



※農林水産省「県別有機認証農業者一覧」及び「県別有機 JAS ほ場面積」実績は、登録認証機関への調査結果

コラム <有機農業の統計について>

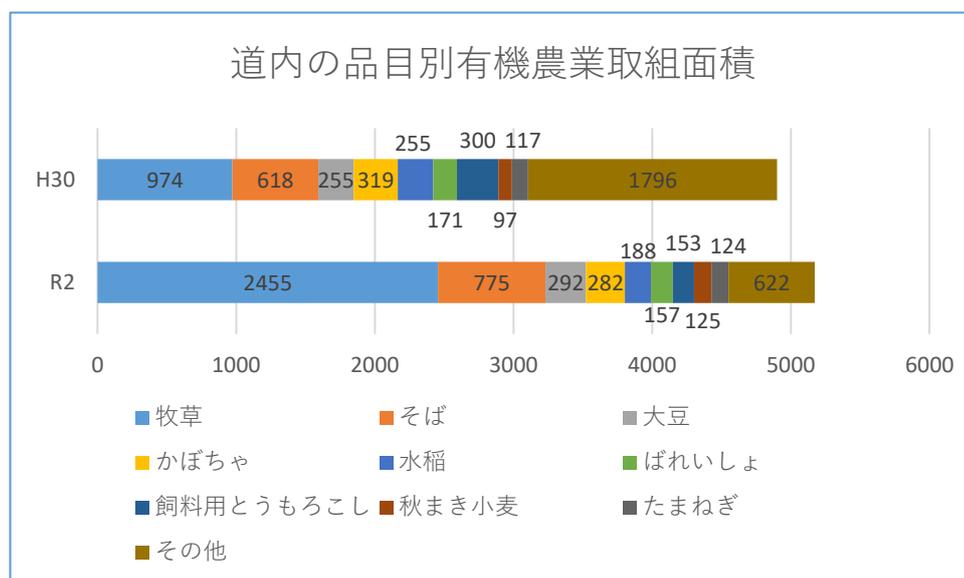
有機農業の統計数値については、次の2種類があります。

- ①国が有機 JAS 認証登録機関を通じて調査した、有機 JAS 認証を取得している農家戸数及び認証面積（都道府県別に公表）
- ②国が都道府県・市町村を通じて調査した農家戸数及び取組面積（「非有機 JAS 有機」を含む）

道が公表している有機農家戸数・有機農業取組面積は、上記①の、国が有機 JAS 認証登録機関を通じて調査した、有機 JAS 認証を取得している農家戸数及び認証面積（都道府県別に公表）+②のうち「道が調査した『非有機 JAS 有機』の数値）」となっています。

ウ 品目別有機農業取組面積

- ・ 道が市町村に対して調査した令和3年（2021年）3月31日現在の北海道の有機農業取組面積を品目別に見ると、「牧草」が2,455 haと全体の47.4%を占めて一番多く、次いで「そば」が775haで15%、「大豆」が292haで5.6%、「かぼちゃ」が282haで5.5%の順となっています。平成30年度の統計と比較すると、牧草、そば、大豆、秋まき小麦、たまねぎが増えた一方、かぼちゃ、水稻、ばれいしょ、飼料用とうもろこしの面積は減少しています。



※道農政部が市町村を通じて調査した数値のため、7ページのAの数値とは一致しない

エ 有機畜産物

- ・ 特色のある生乳や牛肉の生産の一環として、放牧や有機飼料を利用した酪農や肉牛経営が行われており、ブランド化や差別化に寄与しています。

② 道の取組

オ 有機農業ネットワーク活動等

- 道内では、有機農業者が主体となり、地域における「有機農業ネットワーク」が全道7カ所で組織され、会員間の情報交換や研修活動、イベントの実施による消費者との交流活動などが行われています。
また道では、有機農業者や関係者の情報交換の場を提供するため、ネットワークの枠を越えた全道交流会を実施しています。

< 道南有機農業ネットワークのマルシェ > < 有機農業ネットワーク全道交流会 >



(令和2年(2020年9月) 函館蔦屋書店(函館市))



(令和3年(2021年)3月 札幌市)

< 各地域の有機農業ネットワーク組織 >

- 空知有機農業ネットワーク(空知総合振興局)
- 後志有機農業ネットワーク(後志総合振興局)
- いぶり・ひだか有機農業ネットワーク(胆振総合振興局・日高振興局)
- 道南有機農業ネットワーク(渡島総合振興局・檜山振興局)
- かみかわ有機農業ネットワーク(上川総合振興局)
- オホーツク有機農業ネットワーク(オホーツク総合振興局)
- 十勝有機農業ネットワーク(十勝総合振興局)

< 主な活動 >

- 研修事業等
 - ・ 研修会(現地調査、有機JAS取得促進研修等)
 - ・ 情報交換会(生産者との意見交換会、有機技術発表会)
- 消費者との交流事業等
 - ・ 収穫体験交流会
 - ・ 有機農産物等を使用した料理試食会
 - ・ 消費者協会と連携したPR販売会
 - ・ 有機農産物の直売等

カ 新規参入・有機転換サポート支援

- 有機農業への新規参入や慣行農業から有機農業に転換する際に必要な情報・先進事例をまとめた手引きや有機農業経営指標(事例)を作成し、農業者や農業改良普及員、市町村担当者への研修会開催による周知や道のホームページを通じて情報発信を行っています。

<「有機導入の手引き」シリーズ>

- ・有機導入の手引き（大豆編） 平成30年3月作成
- ・有機導入の手引き（小麦編） 平成31年3月作成
- ・有機導入の手引き（水稻編） 令和2年3月作成

<有機農業の経営指標（事例）>

- ・有機農業の経営指標（事例） 令和2年3月作成

<有機農業への転換の手引き>

- ・有機農業への転換の手引き 令和3年3月作成

キ 後継者や担い手に対する理解の醸成

- ・ 農業分野の教育機関と連携して有機農業に関する講義を実施し、後継者に対する有機農業の理解醸成を図りました。

③ 地域の取組

ク 市町村、農協における取組

- ・ 全道の農家戸数に対する有機農家戸数の割合は1%にとどまっており、また、地域においても、有機農家戸数や生産量が限られていることなどから、地域が一体となって有機農業の推進に取り組んでいる事例は、まだ少ない状況にあります。

<地域が一体となった取組事例>

- ・ 訓子府町（JAきたみらいが有機たまねぎ取扱）
- ・ 大空町（大空町有機農業推進協議会）

④ 国の取組

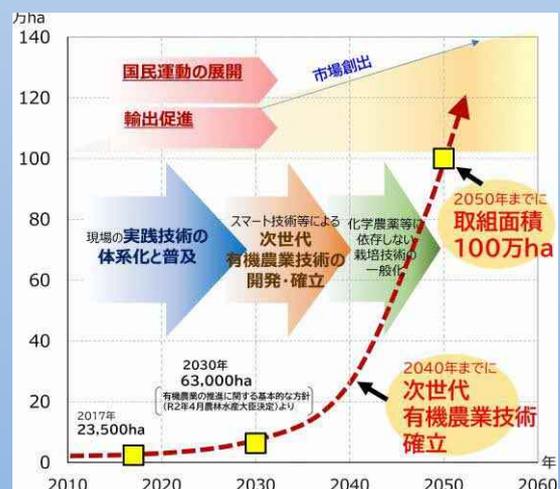
ケ 環境保全型農業直接支払交付金

- ・ 国は、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援として、「環境保全型農業直接支払交付金」事業を実施しています。この中で道は、有機農業に取り組む農業者に対して道負担分を併せ、市町村を通じて交付金を交付しています。

令和2年度における北海道の事業実績は、84市町村あり、このうち有機農業を実施している市町村は64市町村で、交付対象者は294名となっています。

コラム <みどりの食料システム戦略>

国は、令和3年（2021年）5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、「みどりの食料システム戦略」を策定しました。2050年までに目指す姿として、耕地面積に占める国際水準の有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大するなどの「野心的な」目標を掲げ、2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立するとしています。



⑤ 地域意見交換会での主な意見

- 有機をやりたい新規参入者が有機農業者に案内されていない（空知）
- 有機農業者のネットワークを充実すべき（空知）
- 面積だけでなく戸数の指標も必要（上川）
- 慣行農業者が有機を理解する取組が必要（空知、上川）
- 有機への転換のための勉強会のような取組が必要（上川）
- 地域ごとにたい肥を作る体制整備が必要（上川）
- 小麦大豆を増やして価格保障すべき（十勝）
- 有機農産物では大豆の栽培が一番やすい（十勝）
- 慣行から有機への転換期間中の保障が必要（渡島檜山）
- 奨励金支援がなければ有機は増えない（渡島檜山）
- 慣行の農産物との差額を価格面で国が補填するような制度を導入しないと普及しない（十勝）

（2）課題

- 有機農業は、一般の慣行栽培に比べ、収量が不安定で減少する傾向にある一方、除草や病害虫対策などの労働時間が増加するなどの課題があります。
また、高齢化や労働力不足などにより、既存の有機農業者の面積拡大も難しい状況にあります。
- 慣行農業者にとって有機農業は、栽培技術の習得や販路の確保といった課題もあり、慣行栽培からの転換が進んでいない状況にあります。
- 地域内の有機農業者が少ないことなどから、有機農業を希望する新規参入者に対する相談・技術支援が限られている現状にあります。
- 地域の特色を活かした有機農業ネットワークが、振興局単位で活動していますが、まだ組織されていない地域もあります。
- 市町村や農協、慣行農業者の有機農業に対する関心が低く、有機農業への転換が進んでいません。
- 環境保全型農業直接支払交付金事業を活用した有機農業の拡大を促すために必要な、市町村に対する周知や活用が不十分な現状にあります。

2 有機農業技術の開発・普及

(1) 現 状

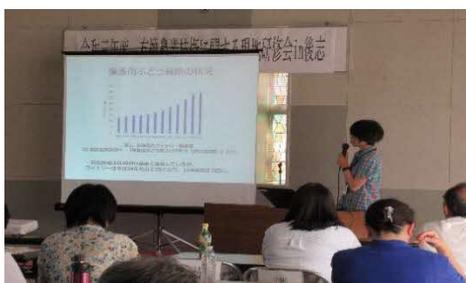
① 道の取組

- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）と連携して、これまで 31 の有機農業技術を開発するとともに、農業者や農業改良普及員、市町村担当者を対象に「有機農業技術に関する現地研修会」を実施するなど、有機農業技術の普及を図っています。

（令和3年（2021年）3月）

有機農業技術開発体系		成 果 数
有機農業技術開発	作物別栽培技術	12
	施用有機評価技術	12
	経営経済評価	6
	環境評価	1
	合計	31

< 有機農業技術に関する現地研修会 >



（令和元年（2019年8月）試験研究発表（倶知安町）



（令和2年（2020年8月）（有）当麻グリーンライフほ場視察（当麻町）

- 先進農家の有機栽培実践事例などをもとに、有機技術導入のポイントや有機 JAS 認証の取得、管理に必要な情報を整理した主要品目ごとの「手引き」や、慣行農業者が有機農業に転換する際の必要な情報や成功事例等を紹介する「転換の手引き」を作成し、HP で情報提供しています。

② 有機農業技術の現状

- 有機農業は、「自然農法」をはじめとする様々な栽培技術があり、有機農業者はそれぞれの理論のもと有機農業を実践しています。

コラム <農法>

現在、日本で「農法」と紹介されているものの多くは、有機農業推進法や有機 JAS 規格上、有機農業に分類される技術です。中でも一つの潮流をなしているのが「自然農法」で、糞尿の堆肥は使わずに枯れ草やわらなどの堆肥のみで土づくりを行う岡田茂吉氏の提唱した農法や、不耕起、無肥料、無農薬、無除草を特徴とする福岡正信氏が提唱した農法のほか、無農薬、無施肥のリンゴ栽培を実践する木村秋則氏の自然栽培などが知られています。近年は、小祝正明氏の「BLOF 理論」なども注目されています。

また、認められた有機資材の施用や、他の有機農業者の技術を参考にするなど独自の有機農業により、安定生産につなげている有機農業者が多くいます。

③ 地域意見交換会での主な意見

- 人手に代わる機械除草技術の開発が必要（上川）
- 有機農業拡大には品種の開発が必要（十勝）
- 有機農業の技術習得が難しい（十勝）
- 除草作業における労働力の確保が大変（十勝）
- 有機農業の相談窓口が必要（十勝）
- 抗酸化力の高さを試験研究ニーズとして取り組みができないか（渡島檜山）

(2) 課題

- 作業負担の大きい除草作業などの軽減を図る機械化などの省力化技術や、ドローンなどを用いた高精度な栽培管理技術、AI 等を活用した土壌診断技術の活用、品種開発などが求められています。
- 農業者や農業改良普及員、市町村担当者、農協職員等のほか、各地域の有機農業ネットワークと連携し、開発された技術を広く普及する体制が不十分です。
- 有機農業者や農法、品目などによって有機農業の栽培技術は異なることから、新規参入者や転換希望者に対する普及指導が難しい状況にあります。
- 品目別の栽培技術には、それぞれ次の課題があります。
 - 「水稻」・・・除草技術が開発途上
 - 「小麦」・・・収量が不安定で、有機栽培に適した品種がまだない
 - 「大豆」・・・除草技術が開発途上
 - 「青果物」・・・様々な品目ごとの省力化技術が開発途上
- 有機農業の推進に向けた、生物多様性の保全や地球温暖化防止など、有機農業の環境負荷低減の効果等に関する研究がまだ不足しています。

3 有機農産物等の販路拡大

(1) 現 状

① 概 況

- 有機農業者を販売タイプ別に分類すると、概ね「農協利用型」「全国展開型」「全道連携型」「地域連携型」「個別完結型」の5つの区分に分けられますが、道内では、販路を自ら地道な営業活動で開拓、拡大する「個別完結型」の有機農業者が多くを占めています。

<タイプ別分類（※）>

- 農協利用型・・・系統農協に出荷し、販売
- 全国展開型・・・自らの全国組織に出荷し、販売。
- 全道連携型・・・振興局域を超える共同出荷体制を組織し、販売。
- 地域連携型・・・振興局内あるいは市町村で共同出荷体制を組織し、販売。
- 個別完結型・・・1経営単位で単独販売。割高な宅配便が使われる場合も多い。

※R2年度に北海道農政部で行ったヒアリング調査に基づく分析

- 有機農産物は、生産者自らが販路の確保や拡大に取り組む必要があり、ニーズに基づく生産が重要です。

<品目別の実需ニーズ（※）>

- 水稻・・・精米需要が減少の一方、レトルトパック（白米、玄米、かゆ）の需要増
- 小麦・・・パンなどの加工品用の原料需要に対し、生産量が足りていない
- 大豆・・・有機納豆、豆腐等の加工品需要増
- 青果物・・・サラダ野菜のニーズが高く、カット野菜や加熱野菜も増加

※R2年度に北海道農政部で行ったヒアリング調査に基づく分析

- 有機農業は、一般的に収穫量が不安定で、労働時間の増加など販売価格が高くなる傾向にあります。

② 道の取組

- 道では、有機農産物等の安定的な販路を確保するため、関係団体と連携し、農業者と流通・販売業者との商談の場の提供や、販売情報等の発信によるマッチングに取り組んでいます。

＜ 生産者と消費者や実需者を結びつけるマッチングイベント ＞



(令和元年(2019年8月)札幌駅前通地下歩行空間(札幌市))



(令和元年(2019年11月)札幌ファクトリー(札幌市))

- 有機農業者を対象に、ネット販売に詳しい外部講師を招いたセミナーを開催するなど、有機農業者の新たな販路開拓を支援しています。

③ 地域意見交換会での主な意見

- 安定した出荷先の確保が課題(十勝)
- 有機農業者と消費者の交流イベントを企画すべき(上川、渡島檜山)
- 有機 JAS 認証が負担(空知、上川、十勝、渡島檜山)

(2) 課題

- 生産から販売までの全てを個人で完結している多くの有機農業者においては、独自に販路を開拓する必要があり、特に新規参入者はその販路確保が難しい現状にあります。
- 個別配送による流通コストが割高で、小売価格の増嵩につながっています。
- 有機 JAS 認証の取得の経費や労力の負担が大きいことから、必ずしも全ての有機農家が認証を取得していない状況にあります。
- 有機農産物の品目ごとの需要の情報を、有機農業者が共有できる環境が整っていません。

4 有機農業の理解醸成

(1) 現 状

① 道の取組

- 有機農業について広く消費者の理解醸成を図るため、消費者向けイベントにおける有機農業に関するパンフレットの配布やパネル展を開催しているほか、有機農業ネットワークでは、有機農業者自らがイベント等を開催し、消費者へのPRを行っています。

◇有機農業パネル展等



(令和3年(2021年9月)北海道庁1階ロビー(札幌市))

◇道立農業大学校学生への情報提供



(令和3年(2021年2月)道立農業大学校(本別町))

② 概 況

- 道が道民に向けて行った Web アンケートの結果、有機農産物や有機 JAS 制度に対する認知度(「有機 JAS マークを知っている」と答えた人の割合)は、平成 29 年度(2017 年度)に 48.9%、令和 2 年度(2020 年度)は 50.6%だった一方、有機農業に対する理解度(「有機農業とは?」の問いに対し正しい答えを選べた人の割合)は、平成 29 年度(2017 年度)39.2%、令和 2 年度(2020 年度)32.9%と、低位にとどまっています。
- 地産地消や食育の観点から、一部の市町村において、学校給食における有機農産物等を利用する動きも出てきています。

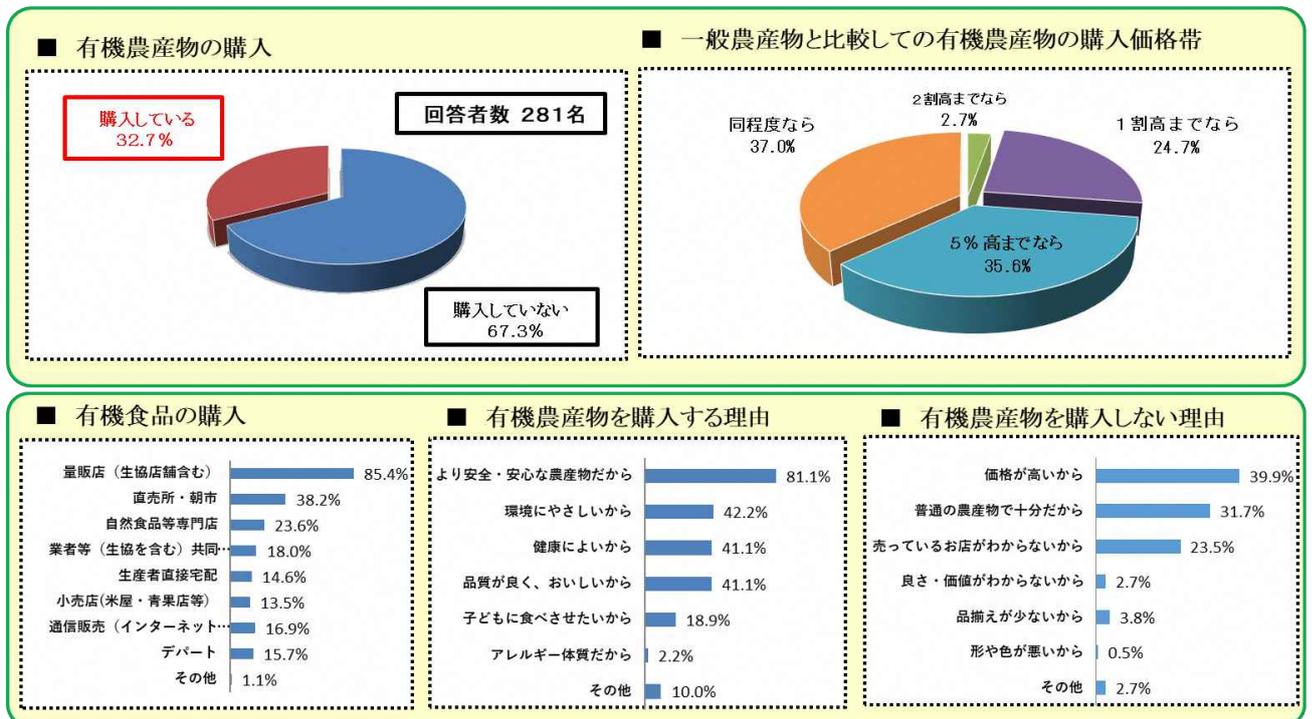
コラム <学校給食>

学校給食に要する主として食材料費などの経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とされており、できるだけ安価であることが求められる仕組みになっていますが、米飯をすべて地場の有機米でまかなう取組が千葉県木更津市などで進められているなど、近年、全国で学校給食への有機農産物の利用の動きがあります。道内でも、たまねぎ、にんじん、じゃがいもの全量を有機農産物としている新篠津村や、米、味噌の全量、たまねぎの約50%を有機農産物としている剣淵町など、有機農業に取り組む農業者の多い地域を中心に、有機農産物が学校給食に提供されています。興部町では、期間は限られますが、町内で生産されている有機牛乳が学校給食に提供されています。また、有機農産物の学校給食への活用を目指して活動する保護者側の動きも出てきています。

③ 地域意見交換会での主な意見

- 学校給食に有機を使ってほしい（空知）
- JAS 有機と非 JAS 有機の違いを理解してもらうことが必要（上川）
- 売っているお店がわかるようにするなど、消費者への情報発信が重要（十勝）
- 慣行農業と有機農業の違いがわかるように消費者へのPRをすべき（十勝）
- 消費者に向けて有機農業への理解醸成が必要（十勝）
- 消費者への認知度を高めるようPRを強化すべき（十勝）
- 子供の頃から有機農業や有機農産物に関する教育をする必要（十勝）
- 成分分析などを活用したPRも必要（渡島檜山）

④ 道が実施した消費者アンケート（Web 実施）結果



（2）課題

- 有機農産物等は、消費者に良いイメージでとらえられているものの、価格に見合う価値が十分に認識されておらず、実際の購買行動につながっていません。
- 消費者の購買拡大に向けた有効な情報伝達手法が確立されていません。
- 有機農業が、環境負荷を低減し、SDGs やカーボンニュートラルに資する農業生産方式であることのPRが不足しています。
- 学校給食における有機農産物の利用については、地産地消や食育、有機農産物の販路確保の観点から利用を求める意見がある一方、安定供給が難しく、学校給食費の上昇につながるなどの課題があります。